

(第57号議案)

中野区区民活動センター条例新旧対照表

改正案					令和5年中野区条例第58号による改正後				
第1条～第17条 (略)					第1条～第17条 (略)				
附 則 (略)					附 則 (略)				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
名称		位置			名称		位置		
中野区南中野区民活動センター		(略)			中野区南中野区民活動センター		(略)		
～					～				
中野区桃園区民活動センター		(略)			中野区桃園区民活動センター		(略)		
中野区昭和区民活動センター		東京都中野区中野五丁目4番7号			中野区昭和区民活動センター		東京都中野区中野六丁目16番20号		
中野区東中野区民活動センター		(略)			中野区東中野区民活動センター		(略)		
～					～				
中野区上鷺宮区民活動センター		(略)			中野区上鷺宮区民活動センター		(略)		
別表第2 (第10条関係)					別表第2 (第10条関係)				
センター名	施設名	単位時間			センター名	施設名	単位時間		
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
中野区南中野区民活動センター	(略)	(略)	(略)	(略)	中野区南中野区民活動センター	(略)	(略)	(略)	
～					～				
中野区桃園区民活動センター	(略)	(略)	(略)	(略)	中野区桃園区民活動センター	(略)	(略)	(略)	

—				
中野区昭 和区民活 動センタ ー	洋室一	(略)	300円	300円
	洋室二	(略)	(略)	(略)
	洋室三	200円	300円	300円
	洋室四	500円	700円	700円
中野区東 中野区民 活動セン ター	(略)	(略)	(略)	(略)
～				
中野区上 鷺宮区民 活動セン ター分室	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2中野区昭和区民活動センターの項の規定は、施行日以後の中野区昭和区民活動センターの施設の使用に係る使用料について適用する。

(準備行為)

3 施行日以後の中野区昭和区民活動センターの施設の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

—				
中野区昭 和区民活 動センタ ー	洋室一	(略)	200円	200円
	洋室二	(略)	(略)	(略)
	洋室三	500円	700円	700円
	和室一	200円	300円	300円
	和室二	200円	200円	200円
中野区東 中野区民 活動セン ター	(略)	(略)	(略)	(略)
～				
中野区上 鷺宮区民 活動セン ター分室	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)